

定 款

ナイス株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ナイス株式会社と称し、英文ではNice Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むこと、ならびに次の業務を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- ① 木材その他建築用資材、建具、家具、厨房器具等の住宅設備機器の加工、売買、受託販売ならびに斡旋
 - ② 不動産の管理、売買、賃貸借、仲介および鑑定
 - ③ 建築、造園、土木工事の設計、施工監理、施工の斡旋ならびに請負、これらの工事または工法に関する工業所有権の売買、斡旋および賃貸借ならびに建設コンサルタント業
 - ④ 地域開発、都市開発および環境整備の企画、設計、監理ならびに請負
 - ⑤ 建築物および付属設備の点検、保守、清掃等の維持管理業務ならびに警備の請負
 - ⑥ 医療用機械器具、家庭用電気製品、消火器具、屋内外装飾品、その他日用雑貨品の売買、斡旋、リースおよび賃貸借ならびに古物の売買
 - ⑦ 煙草、切手、印紙、医薬品、医薬部外品および劇毒物の売買
 - ⑧ コンピュータならびにその周辺機器、事務用機器、事務用品、通信機器の開発、売買、リースおよび賃貸借
 - ⑨ コンピュータのソフトウェアの開発、売買、リースおよび賃貸借、コンピュータシステムの設計、開発、管理ならびに運営
 - ⑩ 倉庫業、貨物運送取扱業および貨物の荷捌きならびに管理
 - ⑪ 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
 - ⑫ 金融業
 - ⑬ スーパーマーケット、ホームセンターおよびコンビニエンスストアの経営
 - ⑭ 旅行業、旅行代理店業および旅行斡旋業
 - ⑮ 広告業、広告代理店業、書籍、雑誌の売買および出版
 - ⑯ 労働者派遣事業、各種情報の収集、処理、提供ならびに付随する業務
 - ⑰ 産業廃棄物の収集、運搬、処理ならびにその再生品の売買
 - ⑱ 林業
 - ⑲ 経営コンサルタント業
 - ⑳ 介護関連事業
 - ㉑ 保育関連事業
 - ㉒ 一般放送関連事業
 - ㉓ 再生可能エネルギーによる発電および電気の販売
 - ㉔ 農産物の生産・加工・販売
 - ㉕ 前各号に関連または付帯する一切の事業
2. 知的財産権の取得、維持、管理、使用許諾および譲渡
 3. 前各項に関連または付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を横浜市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、29,069,600 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、市場取引または公開買付けの方法により自己の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(当会社株式の大量取得行為に関する対応策)

第 13 条 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

2. 当社は、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。
 - ① 当該対応策に定める一定の者（以下「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないこと。
 - ② 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式を交付することができること。
3. 前項における当会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

- 第 14 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要の際随時これを招集する。
2. 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。
 3. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議長)

- 第 18 条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

- 第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 20 条 当会社の取締役は 12 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 21 条 取締役は株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また取締役会長 1 名なら

びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。

2. 取締役社長は当会社を代表する。
3. 前項のほか取締役会の決議により当会社を代表する取締役を若干名定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の 4 日前に発するものとする。ただし緊急を要するときはこれを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役が取締役会決議事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたとき（監査役が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役が職務執行を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（当会社またはその子会社の業務執行取締役、執行役または使用人であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の4日前に発するものとする。ただし緊急を要するときはこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務執行を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第 39 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、株主総会の決議により剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当の基準日)

第 40 条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

原始定款	昭和 25 年 6 月 23 日、	
改正	昭和 43 年 2 月 21 日、	昭和 46 年 2 月 26 日
	昭和 47 年 2 月 28 日、	昭和 48 年 2 月 27 日
	昭和 50 年 2 月 27 日、	昭和 54 年 3 月 14 日
	昭和 57 年 3 月 30 日、	昭和 58 年 3 月 30 日
	昭和 62 年 3 月 30 日、	昭和 63 年 3 月 30 日
	昭和 63 年 6 月 29 日、	平成 3 年 6 月 27 日
	平成 6 年 6 月 29 日、	平成 7 年 6 月 29 日
	平成 10 年 6 月 26 日、	平成 11 年 6 月 29 日
	平成 12 年 6 月 29 日、	平成 12 年 10 月 1 日
	平成 13 年 6 月 28 日、	平成 14 年 6 月 27 日
	平成 15 年 6 月 27 日、	平成 16 年 6 月 29 日
	平成 18 年 6 月 29 日、	平成 19 年 10 月 1 日
	平成 20 年 6 月 27 日、	平成 21 年 6 月 26 日
	平成 24 年 6 月 28 日、	平成 26 年 6 月 27 日
	平成 28 年 6 月 29 日、	平成 29 年 10 月 1 日
	平成 30 年 6 月 28 日、	令和 2 年 3 月 31 日
	令和 4 年 6 月 29 日	